7　「控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の⑳又は㉘）又は別表七の二付表二「21」）　⑼　の欄（前号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、当該連結事業年度の前連結事業年度が平成24年３月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「前期の⑳又は㉘」とあるのは、「前期の⑱又は㉖」として記載すること。

別表七の二付表一の記載要領に次の二号を加える。

8　「⑼のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の⑭）又は別表七の二付表二「21の内書」）　⑽　の欄（第６号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、当該連結事業年度の前連結事業年度が平成24年３月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「前期の⑭」とあるのは、「前期の⑫」として記載すること。

9　別表七の二付表四「12」の欄に金額の記載がある場合にあつては、「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　⑽－⑬」　⑭　及び「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　⑮－⑰」　⑱　の各欄は、それぞれ「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　⑽－（⑬＋別表七の二付表四「15」）」　⑭　及び「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　⑮－（⑰＋別表七の二付表四「17」）」　⑱　として記載すること。

別表七の二付表一の表中「連結欠損金個別帰属額の前期末の金額（前期の別表七の二付表一「18」又は「26」）」を「連結欠損金個別帰属額の前期末の金額（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）」に、「同上の連結子法人の最終の事業年度等において欠損金額とみなされて繰越控除された金額（当該連結子法人の最終の事業年度等の別表七㈠「２」）」を「同上の連結子法人の最終の事業年度等において欠損金額とみなされて繰越控除された金額（当該連結子法人の最終の事業年度等の別表七㈠「４」）」に、「分割前事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額（分割法人の分割前事業年度の別表七㈠「２」）」を「分割前事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額（分割法人の分割前事業年度の旧別表七㈠「２」）」に改め、同表の記載要領第１号中「第９号」を「第11号」に、「第８号」を「第10号」に改め、同第十号を同第十一号とし、同第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同第五号を同第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7　「同上の連結子法人の最終の事業年度等において欠損金額とみなされて繰越控除された金額（当該連結子法人の最終の事業年度等の別表七㈠「４」）　⑾　の欄は、平成24年３月31日以前に終了した事業年度の別表七㈠の金額を記載する場合には、同欄中「別表七㈠「４」」とあるのは、「別表七㈠「２」」として記載すること。

別表七の二付表一の記載要領第四号の次に次の一号を加える。

5　「連結欠損金個別帰属額の前期末の金額（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）　⑺」の欄は、当該連結事業年度の前連結事業年度が平成24年３月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「別表七の二付表一「20」又は「28」」とあるのは、「別表七の二付表一「18」又は「26」」として記載すること。